

論 説

教員の「働き方改革」に対する役割分担の一考察 —「チーム学校」の議論を踏まえた生徒指導を担う教職員の連携のあり方—

田 中 真 秀^{*1}

要 約

本論は、教職員の「働き方改革」や「チーム学校」が主張される現状において、教員の職務内容に焦点を当て、「新しい教員組織」の在り方や教員の職務内容ならびに役割分担について今後の展望を示すことを目的としている。特に、教員の職務内容の中でも「生徒指導」に着目をし、「チーム学校」として教職員やこれまでの教職員とは異なる職種、また家庭や地域との連携による「生徒指導」のあり方について検討する。学校組織の中で、教員の職務が見直され、教員とは異なる専門職と連携する意義が議論された背景として、教員の「働き方改革」の議論と「チーム学校」としての議論が同時に行われたことが根底にある。結果、教科指導と生徒指導の議論については、様々な側面から議論がなされているが、日本の教員にとって必要な職務であることは一貫して主張してきたことが示された。これまでも諸外国と比較して、日本の教員の職務・業務内容は多岐にわたり、中心に据えながらも「多忙」の原因となっていたものとして生徒指導があった。2点目は、「働き方改革」における教職員の連携について検討した結果、様々な職が学校に関わることで、連携する上で困難を極めることもあるが、一貫して校長を中心とした学校経営が求められている実態が明らかとなった。

1. はじめに

本論は、教職員の「働き方改革」と「チーム学校」が主張される現状において、教員の職務内容に焦点を当て、新しい教員組織の在り方や教員の職務／業務ならびに役割分担について今後の展望を示すことを目的としている。労働者の「働き方改革」の中でも教職員の「働き方改革」は、勤務実態調査の結果、長時間にわたって業務に従事しなければならない状態が続いていることに対しての改革であることが特徴である。教員の長時間勤務に対して、平成29(2017)年には中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」¹⁾が示された。「チーム学校」は、学校に関わる課題に対して教員と異なる専門性や経験を有する専門スタッフを学校組織全体がチームとして力を発揮する必要性について、平成27（2015）年の中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」²⁾において文部科学省が示した。

本論では、特に、教員の職務内容の中でも「生徒指導」に着目をし、「チーム学校」として教員組織をより強固に活用し、同時にこれまでの教職員とは異なる専門職種、家庭や地域との連携による新しい「生徒指導」組織のあり方について検討する。

昨今、日本の教職員の職務内容については多様化されている。教員の特に重要な職務としては教科指導と生徒指導がある^{†1)}。教科指導については、教員が「授業」を担うということであり、教員の中心的な職務であることは周知されている。一方、生徒指導については、日本の教員の職務の中で特徴的な職務の1つであると言われている反面、教員の「仕事」量の増加に寄与している内容であるとされ課題となっている。日本と比較して外国では、生徒指導を教員の職務としない場合もあり、教員の職務は「授業＝教科指導」であると示している国もある。しかし、日本では『生徒指導提要』³⁾が提示され、そこに記載されている生徒指導とは、教科・道徳・総合的な学習の時間や特別活動といった教育課程に

*1 川崎医療福祉大学 医療技術学部 健康体育学科
(連絡先) 田中真秀 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学
E-mail : mahotanaka@mw.kawasaki-m.ac.jp

おける生徒指導といじめや不登校への対応といった個別の課題を抱える児童生徒への指導と多岐にわたり、教員の重要な職務として認識されてきた。

このような実態を踏まえて、本論では、これまで示されてきた教員の業務（仕事）・職務内容について整理する。加えて、近年、「チーム学校」として学校全体で取り組む、また、教職員以外の専門職と連携する必要性のあるいじめ等の個別的な課題に対する生徒指導の対応について、現状の課題を整理することで今後の在り方について検討を行う。担任とそれ以外の教職員（例：養護教諭、主任教諭、管理職）との連携、また、貧困家庭については学校事務職員やスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）との連携、児童生徒の心理的悩みに関してはスクールカウンセラー（以下、SC）といった他職種との連携、加えて、地域や児童養護施設、警察等の外部組織との連携のあり方について整理する。また、部活動については、昨今導入が示されている「部活動指導員」のあり方についても言及する。

このように、教員の「働き方改革」について考える際に、教員の業務・職務内容について整理すること、一方で、教職員の組織連携については「生徒指導」内容における「連携」や他職種との「役割分担」の意義について整理することで、今後の日本の学校組織の在り方や教職員の職務内容の検討を行うことができる。

2. 調査方法

2.1 調査方法

本論文では、HP や既刊本、論文等で公表されている教職員の職務内容、特に「生徒指導」の実態を対象とする。教員とそれ以外の学校教育に関わる他職種の担う「生徒指導」の実態を比較し、今後、他職種かつ学校全体で「生徒指導」に取り組む必要性のある教職員組織の在り方について概観する。教員の職務、特に生徒指導の在り方については、他職種を含めた「チーム学校」や教員の「働き方改革」の流れの中でどのような課題が生じているのか、また、既存の学校組織マネジメントを実施してきた教職員を母体とする教職員組織と比較して、今後の「生徒指導」を軸とする他職種を含めた教職員組織の在り方について検討する。

2.2 リサーチクエスチョン

そこで、本論文では3点のリサーチクエスチョンから検討を行う。

1点目は、教職員の職務内容について、教科指導・生徒指導の必要性の視点においては一貫・統一された議論がなされてきたのではないか。

2点目は、「働き方改革」における教職員の連携について検討する際に、現状の小学校・中学校の組織マネジメントの方向性や役割分担で組織化することが難しくなっているのではないか。

3点目は、「生徒指導」に関わる教職員の役割分担の課題としては、連携をする際のキーパーソン（中心人物）の有無に規定しているといえるのではないか。

以上の3点を明らかにすることで、「チーム学校」として他職種を含めた教職員や家庭・地域との連携による「生徒指導」のあり方について検討を行う。同時に、「働き方改革」によって、教職員の勤務時間に制限がかけられている現状において、これまでの生徒指導の方法では立ち行かなくなる時に教職員が連携することによる展望を示す。

3. 結果と考察

3.1 学校に関わる教職員の職務内容の整理

2017（平成29）年に中央教育審議会によって示された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」¹⁾によると、学校や教師・学校事務職員等の職務内容について標準職務を明確化し、教員委員会の学校管理規則に適切に位置付けられるようなモデル案の作成・提示が求められている。この中で、学校・教師が担う業務の明確化・適正化のために、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方にについて、「基本的に学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類がなされている²⁾。

「教師の業務だが負担軽減可能な業務」として、①給食時の対応、②授業準備、③学習評価や成績処理、④学校行事の準備・運営、⑤進路指導、⑥支援が必要な児童生徒・家庭への対応がある。特に、給食については学級担任だけでなく栄養教員と連携する、授業準備等は補助的業務サポートスタッフの導入等が挙げられている。例えば、岡山県では授業の補助的業務スタッフの業務は簡単な教材の作成・印刷、丸付け等である。学校行事や進路指導については、学校事務職員や外部人材と連携、協力をすることが示されている。また、支援が必要な児童生徒に対しては、より専門的なスタッフとの連携・協力が求められている。

次に、「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要がない業務」として、①調査・統計などへの回答、②児童生徒の休み時間における対応、③校内清掃、

④部活動がある。特に、部活動については、「部活動指導員」の導入の実態もあり、中学校・高等学校教員の職務の中心の1つであった部活動指導が教員の職務そのものから外れる議論も生じている。実際に、部活動指導は時間・指導の側面でも教員の負担は大きい。一方で、中学校や高等学校における「生徒指導」としての側面では、学級時とは異なる生徒の実態を認識する、生徒とのコミュニケーション機能としての役割を担ってきた側面もあり、教師の重要な職務として考える場合もある。また、調査・統計等への対応については、学校事務職員が担う、休み時間の児童生徒への対応や校内清掃は輪番制や地域ボランティアを導入することが示されている。

そして、「基本的には学校以外が担うべき業務」として、①登下校に関する対応、②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、③学校徴収金の徴収・管理、④地域ボランティアとの連絡調整が示されている。これらの内容については、地方公共団体、教育委員会、保護者、地域ボランティアが担うべきであると示している。学校徴収金の徴収・管理については、本来、公教育機関の役割ではないと認識する場合もあるが、実際に学校経営を行う際には、公教育費と学級費等の学校徴収金をもって学校運営を行っている現状から、学校全体の「予算」として、校長や学校事務職員が学校徴収金に対する実務と責務を果たしている場合がある。これについては、市町村教育委員会等の自治体ごとの差異があり、学校の責務として行わず、準公教育費（準公金）化として教育委員会が担っている場合がある。また、夜間の見回りや補導対応については、かつて教員の責務としての認識があったが、「学校以外で行うべき業務」として示されていることに特徴がある。

このように、これまで教員の業務として認識されてきた枠組みが少しずつではあるが見直しが行われている現状がある。

3.2 「生徒指導」の実態

そもそも、生徒指導は『生徒指導提要』³⁾によると、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」のことであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものである。生徒指導の基盤は「児童生徒理解」であり、教員と児童生徒との人間関係づくりには集団指導・個別指導が必要であるとしている。「生徒指導」については、教育課程における生徒指導として、例えば、教科、道徳（現状では、特別の教科道徳）、総合的な学習の時間、特別活動における生徒指導もあ

る。一方で、個別の課題を抱える児童生徒への指導もあり、具体的には、発達に関する課題に対応した指導、喫煙・飲酒・薬物乱用への指導、少年非行や暴力行為に対する指導、いじめに対する指導、性や命への指導、インターネット・携帯電話に関する指導、児童虐待への指導、家出への指導、不登校や中途退学への指導等多岐にわたる。

このように教員の重要な職務の1つとして「生徒指導」がある以上、生徒指導については教員が中心になって行う必要がある。しかし、「働き方改革」や「チーム学校」の議論の中で、教育課程の中でも教科に関する指導は教員が中心となって行う一方で、場合によっては特別活動における生徒指導、個別の問題事例である発達に関する課題、少年非行、いじめ、児童虐待、不登校等については、SSWやSC等の専門的知識を持った他職種と警察や児童養護施設等の関連機関との連携が求められ、場合によっては教員中心の指導とは異なる専門的な「ケア」の側面を持つようになってきた。

3.3 児童生徒のニーズに合わせた「連携」の在り方

3.3.1 関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について

関係機関等の連携による少年サポート体制の構築については⁴⁾、「刑法犯少年の増加など多様化・深刻化する少年非行、いじめ・校内暴力、不登校・ひきこもり等、少年の社会的不適応や児童虐待等による少年の被害等の諸課題に対して」予兆の把握や深刻化する前に対応等するために、「国・地方公共団体の関係機関・団体等及び国民が一体となって取り組むこと」が求められている。そこで、日常的な連携として、市町村段階では、学校・教育委員会・警察署・少年サポートセンター・児童相談所・福祉事務所・保健所・少年鑑別所・保護観察所及び少年補導センター等の関係機関とPTA・警察ボランティア・主任児童委員・民生児童委員・保護司及び少年補導委員等地域の人材を構成員とするネットワークを形成する等、地域の機関・人材を生かした組織的な体制を整備することが効果的である。中でも、教育委員会としては教育的必要性から設置する教育施策中心のネットワーク^{†3)}が必要であるとしている。整備されていない地域においては、整備に向けての取組の推進が求められる。また、既にネットワークによる取組がなされている地域においては、「ネットワークを単なる情報交換の場として捉えるのではなく、他の構成員と連携して、地域の青少年問題行動等を具体的に解決するための日常的な場として積極的に参加、活用すること」が重要であるとしている。

このように、児童生徒に対するサポート体制については、学校だけでなく関係機関や関係団体と連携する素地はできている。また、学校を中心に行う連携と学校外がその専門的知識をもって中心に行われる場合がある。

3.3.2 学校組織における他職種を含めた教職員組織の在り方について

学校組織の中で、教員の職務が見直され、教員とは異なる専門職と連携する意義が議論された背景として、教員の「働き方改革」の議論と「チーム学校」としての議論が同時に行われたことが根底にあるのではないだろうか。

はじめに、教員の「働き方改革」の議論の流れは、職業人による「働き方改革」の議論と教員の多忙化の議論が同時に進行して行われてきた。「働き方改革」の議論は、教員に限らず、厚生労働省を中心に「働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすること」⁵⁾を目指している。特に、2019年4月1日から時間外労働の上限規制が月45時間、年360時間を原則として、休日労働を含めて年720時間を限度に設定する必要が示された。教員の時間外労働については、教員の場合は労働者か聖職者かの議論の中で、教員の職務の無境界性と不確実性といった特徴から、超過勤務ではなく教員には給特法により給料月額の4%が教職調整額として超過勤務手当の代わりに導入された。

一方、教員の多忙化の議論は、例えば、OECDの調査による年間勤務時間数について日本はOECD平均を上回っていることが示されている。一方、教員の年間授業時間数は小中学校ともにOECD平均を下回っていることにより、日本の教員は授業以外の職員会議や一般事務等の事務作業に多くの時間が充てられていることが示されている⁶⁾。特に、日本の教員は国や教育委員会からの調査への対応といった事務作業が多く、授業以外の部活動や生徒指導、保護者対応等については、教員だけで行うのではなく関係機関との連携や外部専門人材の活用を推進することで、教員が授業に専念できる環境づくりが提示されている。

このように、教員の「働き方改革」より、教員の多忙な状況や授業に専念できない状況から職務の見直しがなされ、場合によっては外部人材を活用する必要性が提示された。

次に、「チーム学校」の議論の中では、特別なニーズを有する子どもや不登校、いじめの増加があり、そういった児童生徒へきめ細やかなかつ一人一人のニーズにあった指導やケアを行うためには、教員だ

けでなく、SCやSSW、特別支援コーディネーターといった専門的な知識を有した人材が中心になった指導が必要となる。例えば、不登校の長期化事例に対応する教育委員会の「対策支援チーム」として福祉面の支援に詳しいSSW、心理分野専門のSC、小中高の校長を務めた元教員、教育委員会職員で構成され、各学校や家庭に対して訪問や継続的な助言とともに、教員向けの研修を行っている自治体もある。また、いじめの未然防止と教員の負担軽減を目的として、「スクールロイヤー（弁護士）」が学校で活動し始めている現状もある。『生徒指導提要』によると、生徒指導を学校全体で推進するために、校長を中心としたあらゆる組織が効果的に機能することの必要性がある。特に、生徒指導と強く関連する、教育相談、進路指導、保健・安全指導及び学年・学級経営の位置づけについては、担任教員だけでなく養護教諭や保護者や地域との連携も大切となる。

また、生徒指導の中心を担う生徒指導主事は、学校教育法施行規則第70条第1項に「中学校には、生徒指導主事を置くものとする」とあり、第4項で生徒指導主事の役割が校長の監督を受け、生徒指導の連絡調整及び指導、助言にあたることが規定されている。

教員の特に教科指導の側面である生徒指導については教員を中心として、個別対応事例についてはチームかつ他職種で構成された指導の推進が求められている。

3.4 生徒指導における教職員の役割分担の実態と課題

例えば、横浜市では児童支援専任教員を全小学校に配置し、「小学校におけるいじめや不登校等の諸問題への未然対応、早期解決」を図っている⁷⁾。この児童支援専任教員は学級担任を持たない、授業は週に12時間以内、毎週木曜午後に研修が行われるという特徴があり、効果としていじめの認知件数の増加といじめ改善率が向上した。SCは、全ての中学校で週1回程度相談を受けられるように配置、中学校と同一学区の小学校に同じカウンセラーの配置（小中一貫型カウンセラー）を全中学校ブロックに配置することで、児童生徒や保護者の不安の緩和、安心感や信頼感が醸成された。SSWは、4つの教育事務所にチーフソーシャルワーカーを含む22名を配置し、区役所等の関係機関と連携している、児童相談所や区役所との連携強化により、不登校児童生徒の再登校支援や虐待問題の早期解決に繋がっている。

他には、職員室業務アシスタントとして、職員室における義務的な業務（印刷や電話対応）を行う職員により、勤務時間や休日出勤の削減、教員の子ど

もに対応する時間の創出、副校長が学校巡回や他の教員への指導を行うことが可能となった。

3.4.1 事例別 いじめ

いじめの課題の1つとしては、「いじめ」に関する事実関係を把握することの難しさがある。特に、「いじめ」の実態や事実関係を確認できていたとしても、いじめている生徒にいじめの意識がない場合の対応や、いじめの実態を養護教諭等が把握したとしても担任教員に事実を伝えないで欲しいといじめられた生徒やその保護者が訴える場合もある。また、いじめに対して生徒、保護者、教員も解決に「あきらめ」がある場合がある。

このようないじめ問題に対してSCが関わっていくことで解決につながるケースもある。指導的側面を持った教員と異なり、SCはいじめをカミングアウトしてくれたことに対して肯定的に接し不安の解消を専門的におこなうことができる。また、SCは事実関係を確認した上で、対応方法について担任教員や学校、心のケアを専門とする機関といった複数の機関や人と一緒になって考えることができる。SCと教員が連携する際に、SCの立ち位置は教員と異なることを意識して、学校や教員がいじめに対して過剰に「防衛的」にならなくてよいような支援を行う必要がある。

3.4.2 事例別 不登校

不登校に対する支援については、例えばSCやSSWとの連携がある。不登校児童生徒への支援は⁸⁾、効果的かつ計画的な人的措置に努める必要がある。学級担任だけでなく、養護教諭が教育相談において果たす役割は大きい。そして、初期の段階での適切なアセスメントをおこなうことが重要であることから、教育委員会と学校が連携し、SCやSSWの配置や派遣等、学校をサポートしていく体制も必要となる。同時に、福祉・保健・医療と連携し、教育支援センター等を通して、不登校児童生徒とその保護者を支援するネットワークを整備することが重要である。

このように、かつての個別的な生徒指導では、教員が中心に子どもへの指導が行われた実態から、複数の専門職と連携して対応が行われるようになってきている。これは、教員だけで対応することに対する限界とともに、専門職同士が連携することで、その専門性と特殊性の良さを生かし、児童生徒1人1人のニーズに合った指導が可能となる。

4.まとめ

昨今、児童生徒の個別のニーズが多様化しており、教員に求められる役割が拡大してきた。教員を中心

に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置することは、学校の教育力・組織力を向上するとともに、教員の負担軽減につながり、ひいては教員が子どもへの指導に専念できることを意味する。教職員や多様な専門的スタッフがチームとして適切に役割分担をするためには、校長や教頭等の管理職による適切な教員配置もさることながら、養護教諭を中心に教員がコーディネーター力を持つことも必要となる。

「働き方改革」による教員の職務内容の見直しがなされている現状の視点から今後の展望について述べる。今回の検討では、「働き方改革」によって教員の職務内容が見直された時点での生徒指導の在り方について焦点を当てた。

リサーチクエスチョンの答えとして1点目は、教職員の職務内容について、教科指導・生徒指導の必要性の視点においては一貫・統一された議論がなされてきたのではないかという点については、教科指導と生徒指導の議論については、様々な側面から議論はなされているが、日本の教員にとって必要な職務であることは一貫して主張してきた。これまでも諸外国と比較として、日本の教員の職務・業務内容は多岐にわたり、中心に据えながらも「多忙」の原因となっていたものとして生徒指導があった。しかし、生徒指導については、より子どもにとって必要な支援・ケアを行う意味からの業務の明確化、他職種との連携が言われているが、「働き方改革」による教員の業務の見直しにおいても、生徒指導は必要であることが主張してきた。

2点目は、「働き方改革」における教職員の連携について検討する際に、現状の小学校・中学校の組織マネジメントの方向性・役割分担で組織化することが難しくなっているのではないかという点については、様々な職が学校に関わることで、連携する上で困難を極めることもあるが、一貫して校長を中心とした学校経営が求められている。また、生徒指導主事には、他職種も含めた生徒指導の一貫性と質の確保のために、指導や助言を行うことができる。

3点目は、「生徒指導」に関わる教職員の役割分担の課題としては、連携をする際のキーパーソンの有無に規定しているということがいえるのではないかという点については、現状の学校ではキーパーソンの有無が規定している側面もありながらも、個人だけでなく、「職責」による役割がキーパーソンとしての役割を担っていることもあった。

以上の3点を明らかにしたことで、「働き方改革」の議論において、教員の職務や学校での役割分担が見直されている実態が明らかになった。同時に、「チーム学校」という視点から見ると、他職種と一

緒になって活動・教育現場に携わる機会は今後より増えていくであろう。同時に、家庭や地域との関わりも深くなっていく。

最後に、今回は公表されている資料を元に比較した結果であり、実際に学校運営や1つ1つの「生徒指導」の内容については具体的に明らかにすることが

できなかったといった課題が残っている。今後は、継続的に、学校経営に多くの職を置き、生徒指導を教職員だけでなく、他職種や他の関係機関と連携している実態において生じる課題は何か等の研究を行っていく。

注

- †1) 教科指導においても「生徒指導」的側面がある。児童・生徒と関わる中で行われる指導においては、何かしらの「生徒指導」の要素はあるが、ここでの教科指導とは、集団ないし個人において教科の単元を教える指導という狭義の意味で用いている。
- †2) 3分類とその内容については、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」に示されている表を参考にし、業務内容に関する考察については、筆者が行っている。
- †3) 市町村福祉部局が中心となる「児童虐待防止ネットワーク」、警察が中心となる非行対策中心のネットワーク等の取組がなされているが、十分に整備されていない自治体もある。

文 献

- 1) 中央教育審議会：新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1400723.htm, 2017. (2018.9.21確認)
- 2) 中央教育審議会：チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中教審第185号）.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm, 2015. (2018.11.4確認)
- 3) 文部科学省：生徒指導提要. 教育図書, 東京, 2010.
- 4) 文部科学省：関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について（通知）.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/008.htm, 2004. (2018.9.21確認)
- 5) 厚生労働省：「働き方改革」の実現に向けて.
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>, 2018. (2018.9.21確認)
- 6) 財政制度審議会財政制度分科会：教員の数が増えれば、教員の多忙は解消されるのか。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2015/11/13/1364481_03_1.pdf, 2015. (2018.9.21確認)
- 7) 学校における働き方改革特別部会：「学校が担うべき業務の在り方」「教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担」に係る取組事例等。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/siryo/1393809.htm, 2017. (2018.9.21確認)
- 8) 不登校に関する調査研究協力者会議：不登校児童生徒への支援に関する最終報告——一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進—.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1374848.htm, 2016. (2018.9.21確認)

(平成30年12月3日受理)

A Study on the Role of Teachers in the Work Style Reform: How to Collaborate with Faculty and Staff Who Take Responsibility for Student Guidance Based on Discussion of “Team Schools”

Maho TANAKA

(Accepted Dec. 3, 2018)

Key words : teachers in the work style reform, student guidance, “Team School”

Abstract

This paper focuses on the duties of teachers in light of the present situation where work style reform of the faculty staff and team schools are being asserted, and on the way of a “new teacher organization” and the duties of teachers therein, as well as on showing future prospects for role sharing. Special attention is paid to “student guidance” among teachers duties and consideration is given to “professional guidance” by teachers and staff and past faculty staff as well as to cooperation with family and community as a “Team School”. In the school organization, as a background for the review of the duties of teachers and discussion of the significance of collaboration with professionals different from teachers, the founding underlying both at the same time is discussion of “work style reform” and “Team Schools”. As a result, student guidance and subject guidance are important in the duties of Japanese teachers.

Correspondence to : Maho TANAKA

Department of Health and Sports Science
Faculty of Health Science and Technology
Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-0193, Japan
E-mail : mahotanaka@mw.kawasaki-m.ac.jp
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.28, No.2, 2019 331 – 337)

